

医療法等の一部を改正する法律案要綱

一 医療法の一部改正

1 営利を目的として病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対してはその許可を与えないことができることを定める規定を削除すること。
(第七条第六項関係)

2 地域医療連携推進法人の参加法人の対象に、営利を目的とする法人を加えること。

(第七十条第一項関係)

二 老人福祉法の一部改正

1 民間による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置に関し、社会福祉法人以外の者も、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができるようにすること。
(第十五条第四項関係)

2 1の認可の申請が社会福祉法人以外の者に係るものであるときにおけるその経営主体に係る審査基準等に関する規定を整備すること。
(第十五条第六項関係)

三 介護保険法の一部改正

営利を目的として介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする者に対してはその許可を与えないことができることを定める規定を削除すること。（第九十四条第四項及び第七百七条第四項関係）

四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第一条関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこと。